

横須賀市市民福祉活動助成交付金交付要綱

(総則)

第1条 本市における市民福祉活動の育成及び健全な発展を図るための交付金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができる者は、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）とする。

(交付対象)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、社会福祉協議会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) ボランティア活動広報・啓発事業
- (2) ボランティアセンター運営事業
- (3) 福祉教育事業
- (4) ボランティア育成事業
- (5) 地区ボランティアセンター活動育成事業
- (6) 災害時ボランティアセンター推進事業

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、前条に規定する交付対象事業の実施に要する費用とする。

2 前項に規定する交付対象経費のうち、前条第5号に掲げる事業の実施に係る交付対象経費（ボランティアセンター連絡会議に係る経費を除く。）は、前項の規定にかかわらず、社会福祉協議会が行う市内各地区ボランティアセンターに対する次の経費に係る補助に要する費用とする。

- (1) 拠点整備経費 新設又は移転に要する経費（当該新設又は移転した年度中に申請したものに限る。）。ただし、各地区ボランティアセンターの責めに帰すべき事由による移転の場合はこの限りではない。
- (2) 運営経費 光熱水費、消耗品費等地区ボランティアセンターの運営に要する経費
- (3) 家賃等借上料 地区ボランティアセンターの家賃等借上料

(交付金額)

第5条 交付金の額は、予算の範囲内において、市長が定める額とする。

2 前条第2項に定める交付対象経費に係る交付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 拠点整備経費 1 地区ボランティアセンターにつき、100万円を限度とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 運営経費 1 地区ボランティアセンターにつき、年30万円を限度とし、1年に満たない場合は月割り計算した額とする。
- (3) 家賃等借上料 1 地区ボランティアセンターにつき、月10万円を限度とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。